

大阪広域水道企業団議会  
議長 浅岡 正広 様

門真市議会議長 五味 聖二

「一団体一議席を前提に公平性の観点から、格差是正のために大規模団体にも配慮できる議席配分（案）」について

令和 3 年 8 月 5 日付けで依頼のありました「一団体一議席を前提に公平性の観点から、格差是正のために大規模団体にも配慮できる議席配分（案）」につきまして、門真市議会として以下のとおり提案させていただきます。

#### 1. 議員定数に対する基本的考え

門真市議会としての大阪広域水道企業団議会の定数に対する基本的な考え方につきましては、令和 2 年 10 月のアンケートにもお答えしましたように、「構成団体全て 1 議席の 42 議席とすることが最良だと考えますが、最終的に全会一致が図れるならば、人口や受水量を考慮した定数配分も了とする」との考えに変わりはありません。

現状の議員定数は、全ての団体から議員を選出することができないこと、とりわけ今年度は大規模団体の東大阪市から議員を選出できていないという極めて「公平性」に欠ける現状があること、統合が進むごとに議席配分等の議論に無駄な時間が費やされていることは到底市民の理解を得ることができないことなど解決すべき多くの課題があること、現在 10 団体が令和 6 年度の事業統合を見据え協議中であり、来年 1 月にも覚書を締結する団体が想定される中で、スピード感をもって結論を見出すことが求められると考えます。

#### 2. この間の経緯も踏まえた議席配分（案）

「一団体一議席を前提とした議員定数」については、平成 25 年 5 月臨時会で設置された議員定数等調査委員会が熱心に議論されましたが結論が見いだされず、その後統合団体が 14 団体となる中で、令和 2 年 8 月 18 日に再開された定数等調査委員会において改めて議論が行われ残念ながら結論が見いだされませんでした。しかし、「大規模団体にも配慮できる議席配分」について協議されることとなりました。

この課題については、平成 25 年 5 月臨時会で設置された議員定数等調査委員会において、報酬や会場費等についても合わせて具体的に議論された経緯があり、そこで出された案について改めて議論することで結論が見いだせるものと考えます。

よって、門真市議会としましては、現在の議員定数等と違いはあるものの、当時議論された「企業団議会構成案（議論再開に当たってのたたき台）」（別紙参照）を議席配分案として議論していただくことを提案いたします。

◆企業団議会構成案（議論再開に当たってのたたき台）

	現行	(たたき台) 各団体1人+事業割加算																										
定数	30人	49人																										
考え方	・受水量及び地域バランスを考慮し、下記のとおり選出	・各市町村から1名選出し、事業規模を考慮して大規模事業体に対して定数を加算																										
議席配分内訳	<p><b>【用水供給事業割】 8人</b> 供給総量に対する各団体の受水量割合が5%毎に1人を当該団体から選出（※定数8人の範囲内）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市 3人</li> <li>・東大阪市 2人</li> <li>・豊中市、高槻市、八尾市 1人</li> </ul> <p><b>【工業用水道事業割】 2人</b> 給水量の特に多い2団体から各1人を選出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市、高石市 1人</li> </ul> <p><b>【ブロック割】 20人</b> 用水供給事業割、工業用水道事業割に基づく選出団体を除き、選出周期を考慮して、ブロック毎に下記のとおり選出（※選出方法は、市・町村議会議長の申し合わせにより決定）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>ブロック</th> <th>選出数/対象団体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ブロック議員数</td> <td>北大阪</td> <td>3/5(1~2年周期)</td> </tr> <tr> <td>東部大阪</td> <td>4/7(1~2年周期)</td> </tr> <tr> <td>河南</td> <td>4/7(1~2年周期)</td> </tr> <tr> <td>阪南</td> <td>4/7(1~2年周期)</td> </tr> <tr> <td>町村</td> <td>3/10(3~4年周期)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の議員数に加え、残定数の2人を町村ブロックを除く4ブロックで輪番により1人ずつ選出(北大阪ブロック、東部大阪ブロック、河南ブロック、阪南ブロックの順)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※複数選出団体 堺市4、東大阪市2</p> </div>		ブロック	選出数/対象団体数	ブロック議員数	北大阪	3/5(1~2年周期)	東部大阪	4/7(1~2年周期)	河南	4/7(1~2年周期)	阪南	4/7(1~2年周期)	町村	3/10(3~4年周期)	<p><b>【市町村割】 42人</b> 各構成団体から各1人を選出</p> <p><b>【事業割加算分】 7人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市 5人</li> <li>・東大阪市 2人</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(算定の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市、東大阪市</li> </ul> <p>現行定数の「総定数に占める割合」を維持できるように総定数を増加させる。</p> <p>※堺、東大阪の議席配分割合</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>堺市</td> <td>4/30 = 13.3%</td> </tr> <tr> <td>東大阪市</td> <td>2/30 = 6.7%</td> </tr> <tr> <td>(計)</td> <td>20.0%</td> </tr> </table> <p>事業割加算 = 上記算定結果の定数 - 市町村割</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(積算根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配分割合を固定した場合の複数議席団体合計の必要議席数</li> </ul> <math display="block">X \div (40 + X) = 20.0\%</math> <math display="block">X = 10</math> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数議席団体のそれぞれの議席数</li> </ul> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>堺市</td> <td>10 × (4/6) ≒ 6</td> </tr> <tr> <td>東大阪市</td> <td>10 × (2/6) ≒ 3</td> </tr> <tr> <td>(計)</td> <td>9</td> </tr> </table> <p>※小数点以下切り捨て</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※複数選出団体 堺市6、東大阪市3</p> </div>	堺市	4/30 = 13.3%	東大阪市	2/30 = 6.7%	(計)	20.0%	堺市	10 × (4/6) ≒ 6	東大阪市	10 × (2/6) ≒ 3	(計)	9
		ブロック	選出数/対象団体数																									
ブロック議員数	北大阪	3/5(1~2年周期)																										
	東部大阪	4/7(1~2年周期)																										
	河南	4/7(1~2年周期)																										
	阪南	4/7(1~2年周期)																										
	町村	3/10(3~4年周期)																										
堺市	4/30 = 13.3%																											
東大阪市	2/30 = 6.7%																											
(計)	20.0%																											
堺市	10 × (4/6) ≒ 6																											
東大阪市	10 × (2/6) ≒ 3																											
(計)	9																											

## 議員報酬について（たたき台）

	現 行	た た き 台
定 数	30人	49人
報 酬 額	◎ 報酬額（日額） 議 長 15,000 円 副議長 14,000 円 議 員 13,000 円	◎ 報酬額（日額） 議 長 10,000 円 副議長 9,000 円 議 員 8,000 円  ※報酬額見直しにあたっての考え方 ・ <u>1日あたりの報酬総額を概ね現行どおりとなるよう報酬額を引き下げる</u> ・ 報酬額算出にあたっては、それぞれの職の報酬額に 30/49 を乗じて得た額を千円単位に切り上げる
会議 1 日あたりの報酬総額	<u>393,000 円</u>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">           現行報酬額で定数が 49 人となった場合の            1 日あたりの報酬総額： 640,000 円         </div>	<u>395,000 円</u>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">           上記報酬額に見直すことで、現行報酬額時と            比べ 245,000 円の減額         </div>
そ の 他	<b>【根拠法令】</b> 大阪広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	<u>議員報酬改定手続き</u> <u>規約改正後に左記条例の改正が必要（議員提案議案として本会議に提出）</u>